

各都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課自立支援振興室

平成23年度地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援事業」
の追加協議依頼等について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、5月13日を提出期限として国庫補助協議（以下「当初協議」という。）を行ったところですが、その協議状況が低調なことから、再度、事業内容等について情報提供するとともに、下記のとおり追加協議を受け付けることといたしましたのでお知らせします。

本事業は、地域における夜間又は休日を含めた緊急時の支援体制等を面的に整備することを目的とした事業であり、既に障害者自立支援対策臨時特例交付金の「障害者を地域で支える体制づくりモデル事業」や地域生活支援事業の「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」、地方単独事業により夜間又は休日を含めた緊急時の支援体制を確立している地域において、これをもとに移動支援事業やコミュニケーション事業等、既存の事業を位置づけた計画を作成した場合も助成対象として、地域生活支援事業費の平成23年度における対象経費の支出予定額が、平成22年度に比し実支出額を上回る場合に、地域生活支援事業費補助金の配分額を上乗せすることとしております。

また、今般、当初協議による事例の紹介や各都道府県の事務担当者等から疑義照会のあった事項について別添のとおり考え方をまとめましたので、各都道府県におかれましては、追加協議の参考としていただくため、管内市町村等への周知についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、これを機に、各都道府県下における夜間又は休日を含めた緊急時の支援体制等の取組について現状を把握することといたしましたので、調査票（別紙1、2）によりご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 提出資料

- (1) 総括表
- (2) 事業計画書（様式1、様式2-1、2-2及び2-3）
- (3) 調査票（別紙1、2）

2. 提出期限

平成23年7月29日（金）

※ 平成23年東日本大震災による被災地域におかれては、個別にご相談ください。

【照会先】

[地域移行特別支援事業について]

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

自立支援振興室 地域生活支援係 鈴木

TEL:03-5253-1111(内線:3075)

E-mail: suzuki-tatsuya@mhlw.go.jp

[重点プラン、地域安心生活支援体制強化事業について]

障害福祉課 地域移行・障害児支援室

地域移行支援係 安原(内線:3045)

(1) 地域移行のための安心生活支援事業の概要

地域移行のための安心生活支援

23予算:10億円

障害者の地域での安心した暮らしを支える体制整備等を推進する。(実施箇所数:100か所)

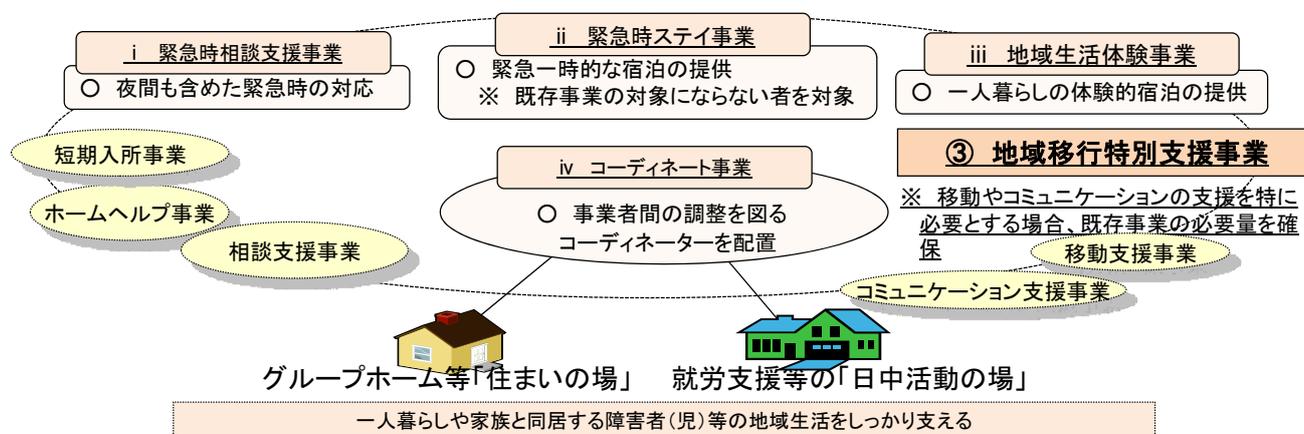
① 地域移行推進重点プランの作成

- 各市町村において、障害者の地域移行を総合的かつ重点的に進めるためのプランを作成する。

プランには、②のi~ivに掲げる事業など、面的な地域生活支援策を盛り込む

② 地域安心生活支援体制強化事業

- 既存事業の谷間を埋めるとともに、既存事業を強化し、障害者の地域生活を面的に支援する体制を整備する。



(2) 地域移行のための安心生活支援事業の協議事例

事業名	i 緊急時支援事業	ii 緊急時ステイ事業	iii 地域生活体験事業	iv コーディネート事業
協議内容	相談支援事業所に夜間・休日の相談支援に対応する相談員を配置(相談員不在時は携帯電話により連絡体制を確保)し、24時間の相談支援体制を確保等。	既存のレスパイトサービス事業所(市単独事業)の空きベッドを活用して、障害者(児)の同居家族が急な入院等により不在となった場合に宿泊場所を提供等。	一般アパートを借り上げ、家族と同居している者などに対して、一定期間地域生活を体験させることにより、将来的に地域で自立した生活ができるように支援等。	相談支援事業所に地域移行専門のコーディネーターを配置し、NPO 法人等の居住支援団体、医療機関、民生委員協議会等と緊密な連携を図り、地域移行を推進(計画作成含む)等。
主な協議対象経費	人件費 通信運搬費 消耗品費 など	人件費 賃借料 光熱水費 消耗品費 など	人件費 賃借料 光熱水費 備品購入費 など	人件費 連絡調整費 消耗品費 など

(3) 疑義照会のあった事項

Q1 地域移行推進重点プランの作成を市町村以外の者（民間事業者等）に委託することは可能か。

A お見込みのとおり。

この場合、市町村は民間事業者等が作成したプランの内容が障害福祉計画の内容に沿っているか、また、地域のニーズ等を反映しているか等について十分に確認されたいこと。

Q2 協議時において、地域移行推進重点プランの具体的な作成手続きが未確定である場合は、概算額で協議してもよいか。

A 地域移行推進重点プランの作成を民間事業者等へ委託する場合には、協議時点において委託先が決定していないことも考えられることから、概算額で協議することもやむを得ないものと考えている。

Q3 すでに地域生活への移行や定着のための支援策等を盛り込んだプランを作成している場合、プラン作成の必須要件を満たすものとし、新たにプランを作成しなくてもよいか。

A お見込みのとおり。

なお、新たに地域安心生活支援体制強化事業を実施する場合には、当該事業をプランの中に位置づけること。

Q4 地域安心生活支援体制強化事業を障害福祉計画に位置付ける場合、地域移行推進重点プラン案を別途、事前に作成しなくてもよいか。また、障害福祉計画の作成経費は補助対象となるか。

A お見込みのとおり。

ただし、補助対象となる障害福祉計画の作成経費は、当該地域安心生活支援体制強化事業に関する経費に限定されるので留意されたい。

Q5 既に、障害者自立支援対策臨時特例交付金の「障害者を地域で支える体制づくりモデル事業」や「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」における24時間支援等により、夜間又は休日を含めた緊急時の支援体制を確立している場合、これをもとに計画を作成した場合においても補助対象となるか。

A お見込みのとおり。

地域の支援体制を確立し、広げていくことは、平成24年4月から始まる地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）事業の実施につながるものであることから、プラン作成経費を補助対象とするものである。

Q6 既存の相談支援等の体制に加え、障害者虐待防止対策や他の事業により、相談窓口の強化、一時保護のための居室の確保等を行う場合、本事業（地域移行のための安心生活支援事業）と一体的に実施することも可能か。

A お見込みのとおり。

既存事業との連携により、地域における総合的な支援体制を構築することに資するものであり、本事業の目的に沿うものである。